

報告第11号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月28日提出

豊川市長 竹本幸夫

(建設部関係)

1	専決年月日	令和5年7月11日
	相手方	豊川市在住の30代男性
	損害賠償の額	39,500円
	概要	令和5年6月12日午前7時30分頃、豊川市長沢町矢倉下98番3地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。